

## 第8章 目標値の設定

### 1 目標値の設定

本計画では、立地適正化計画に定めて推進する各種誘導施策の効果を確認するため、まちづくりの方針（ターゲット）に掲げている「育（はぐくむ）」に係る居住、都市機能、「繋（つなぐ）」に係る交通ネットワーク、「備（そなえる）」に係る防災・減災の4つの視点から、評価指標と目標値を設定した。

#### 1.1 居住誘導に関する評価指標及び目標値

居住誘導区域は、人口減少下にあっても一定の都市機能を維持できる人口を維持することが求められる。そのため、居住の誘導に関する進捗状況を評価するにあたって、「居住誘導区域内の人口」を評価指標として設定し、目標値は現状を維持するよう設定した。

表 8-1 居住誘導に関する評価指標・目標値

目標管理指標	基準値 令和2年度（2020年度）	目標値 令和25年度（2043年度）
居住誘導区域内の人口	4,883人	4,883人

なお、居住誘導区域内の人口は、国勢調査人口メッシュ（250m）による面積按分で算出する。

#### 1.2 都市機能誘導に関する評価指標及び目標値

都市機能誘導区域は、市民や市外の方が利用する様々な生活サービスが充実していることが求められる。そのため、都市機能の誘導に関する進捗状況を評価するにあたって、「都市機能誘導区域内の誘導施設数」を評価指標として設定し、目標値は現状を維持するよう設定した。

表 8-2 都市機能誘導に関する評価指標・目標値

目標管理指標	基準値 令和5年度（2023年度）	目標値 令和25年度（2043年度）
都市機能誘導区域内の誘導施設数	14施設	14施設

基準値算出時点で都市機能誘導区域内に立地している誘導施設を下表に示す。

表 8-3 誘導施設一覧（基準値算出時点）

No	施設名	No	施設名
1	美祿市役所	8	ザ・ビッグ美祿店
2	美祿市消防防災センター	9	ウエスタまるき美祿店
3	美祿警察署	10	ドラッグストアモリ美祿店
4	山口県美祿合同庁舎	11	美祿図書館
5	美祿市地域包括支援センター	12	美祿市民会館
6	美祿地域福祉センター	13	美祿市勤労青少年ホーム
7	美祿市保健センター	14	美祿駅

### 1.3 交通ネットワークに関する評価指標及び目標値

交通ネットワークは、都市拠点と地域拠点、地域拠点間、各拠点と市内各地を結んでおり、今後も一定の利用を維持していくことが求められる。そのため、交通ネットワークの確保・維持の状況の評価にあたって、「1日当たりの公共交通利用者数」を評価指標として設定し、目標値は現状を維持するよう設定した。

表 8-4 交通ネットワークに関する評価指標・目標値

目標管理指標	基準値 令和 3 (2021) 年度	目標値 令和 25 (2043) 年度
1日あたりの公共交通利用者数	893 人	893 人

基準値算出時点の内訳を下表に示す。

表 8-5 1日あたりの公共交通機関別利用者数（基準値算出時点）

公共交通機関	1日当たり利用者数 令和 3 (2021) 年度
民間路線バス	337 人
あんもないと号	165 人
ジオタク	56 人
JR 美祢線（各駅利用者数）	335 人
合計	893 人

※なお、ジオバス（自家用旅客有償運送）による利用者数は上記に含まれない。

### 1.4 防災・減災に関する評価指標及び目標値

防災指針に示した取組方針、具体的な取組に基づき、今後立地適正化計画により災害危険性の高い区域から災害危険性の低い区域への誘導を進めていくこととしている。そのため、防災・減災に関する進捗状況の評価にあたって、「災害ハザード区域内に居住する人口の割合」を指標として設定し、住宅等の建築が規制されるレッドゾーンに居住する人口の1割を区域外へと誘導することとして、目標値を設定した。

表 8-6 防災・減災に関する評価指標・目標値

目標管理指標	基準値 令和 2 (2020) 年度	目標値 令和 25 (2043) 年度
災害ハザード区域内に居住する人口の割合	5.8%	5.2%

基準値の災害ハザード区域内人口、レッドゾーン内人口は、国勢調査（実績値）及び国土数値情報（推計値）の人口メッシュ（500m）による面積按分で算出した。

目標値については、今後の人口減少により災害ハザード区域内の人口は減少していくものと考えられるが、将来的な人口減少を踏まえたうえで、さらにレッドゾーンに居住する人口の1割を区域外へと誘導することとして、目標値を設定した。

表 8-7 災害ハザード区域内人口の推移

年度	総人口	災害ハザード区域		レッドゾーン		レッドゾーンの1割を区域外に誘導	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合
令和2 (2020)年度	23,247人	1,344人	5.8%	400人	1.7%	1,304人	5.6%
令和25 (2043)年度	15,153人	816人	5.4%	301人	2.0%	786人	5.2%

なお、目標値である令和25(2043)年度の数值は、令和22(2040)年度と令和27(2045)年度推計人口の線形補間により算出した。

## 2 立地適正化計画の見直し

立地適正化計画における国の指針では、公表から概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の進捗状況を把握し、社会情勢の変化や計画内容に関する調査・分析によって再評価を行い、計画の妥当性を検討することが望ましいとされている。

計画の推進にあたっては、今後5年ごとに本計画の内容について評価を行い、目標の達成状況や施策の実施状況等の把握を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

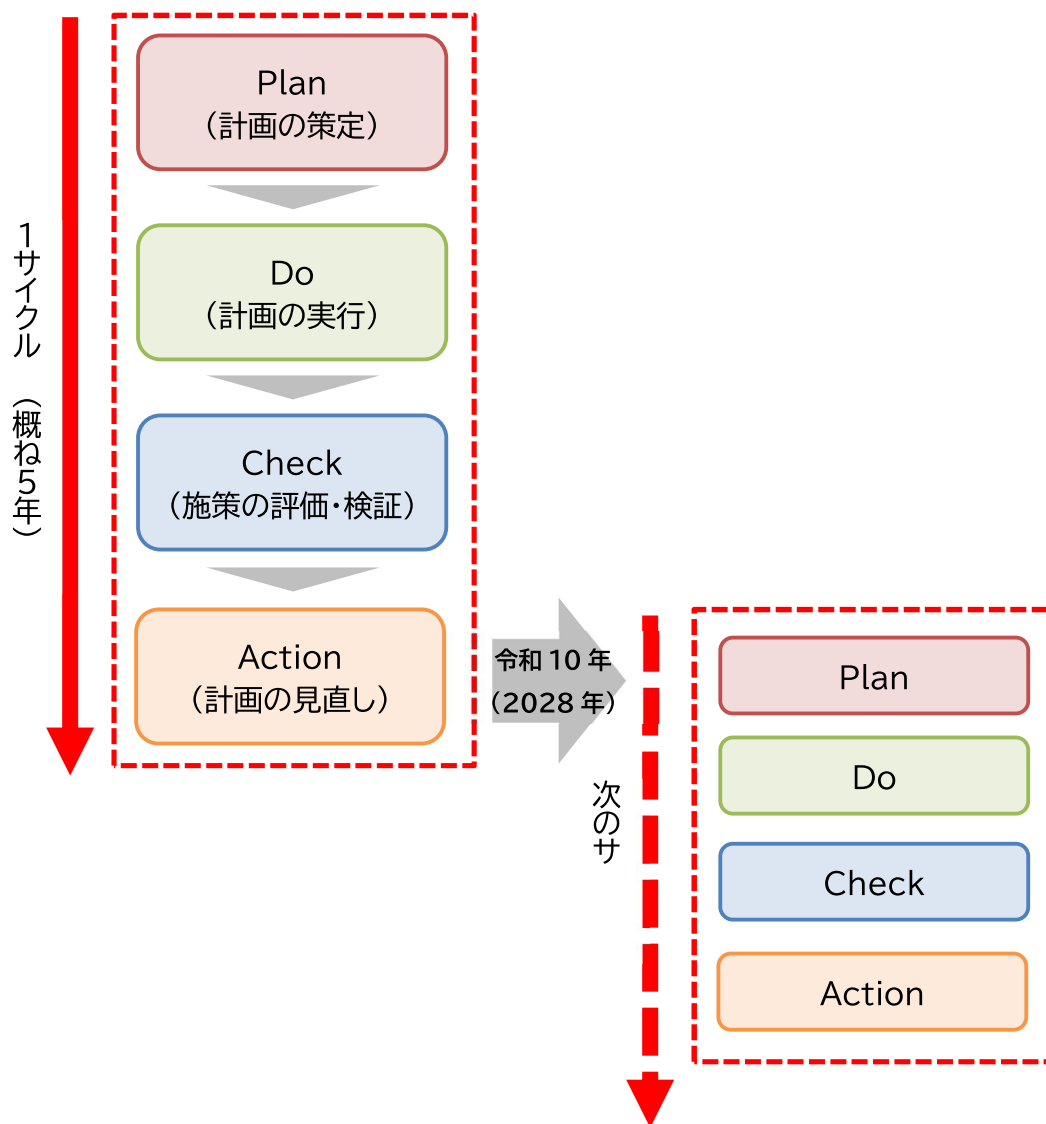


図 8-1 計画の見直しサイクルのイメージ